

こおりやまフィルムコミッションウェブサイト構築及び保守運用業務委託に係る
プロポーザル選定委員会設置要綱

令和4年6月30日制定

〔産業観光部観光課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、こおりやまフィルムコミッションウェブサイト構築及び保守運用業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名をもって組織する。

- 2 委員は、産業観光部長、産業観光部次長、観光課長、観光課観光係長、国際政策課シティプロモーション係員、広聴広報課広報係員とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、産業観光部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(書面審査)

第5条 委員会の審査については、書面審査により実施する。

(選定基準)

第6条 選定基準は、こおりやまフィルムコミッションウェブサイト構築及び保守運用業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業観光部観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。